

畜舎特例法改正省令等の概要

第1 畜舎特例法改正省令関係

1 改正の趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号。以下「改正法」という。)が令和4年6月17日に公布され、改正法附則第1条第4号に掲げる建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正規定が本年4月1日に施行される。また、建築基準法の改正規定の施行に当たって必要となる改正事項を措置するため、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)の改正[※]を行った。これらの改正を踏まえ、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「主務省令」という。)について、所要の改正を行った。

※ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号。令和5年9月13日公布)及び建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第95号。令和5年12月14日公布)

2 改正の概要

(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化(主務省令第19条関係)

現行においては、主要構造部の一部に木材等の可燃材料を使用した高さ13m超の畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等及び床面積が三千平方メートルを超える畜舎等については、主務省令第19条の適用を受けることとなるところ、当該畜舎等のうち、建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部以外の建築物の部分のみに可燃材料を使用したものについては、主務省令第19条の適用対象から除外することとした。

なお、建築基準法第21条第2項及び委任された建築基準法施行令第109条の7において、床面積3000㎡を超える畜舎等について、屋根の強化と中規模の区画により、建築物の周囲への放射熱(受熱量)の影響が避難上及び消火上の機能に支障を及ぼさないものとなるよう延焼を抑制する新たな構造方法の追加が行われたところであるが、主務省令において新たに規定せずともこれらの構造方法は適用可能である(主務省令第19条第2項)。

(2) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設(主務省令第19条、第24条の2、第25条、第26条関係)

畜舎等が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分について、主務省令第19条、第24条の2、第25条及び第26条の防火規制の適用上別の畜舎等とみなすことができることとする等、畜舎等に関する防火規制に係る

別棟みなし規定を創設した。

(3) 防火壁等に関する規制の合理化（主務省令 24 条関係）

現行においては、床面積が千平方メートルを超える畜舎等については、主務省令第 24 条の適用を受けることとなるところ、畜舎等が建築基準法 26 条第 2 項に規定する特定部分を有する場合において、当該特定部分が耐火建築物又は準耐火建築物に相当する構造を有するものである場合は、当該特定部分を同条の適用対象から除外とすることとした。

(4) 畜舎等の内装制限に係る別棟みなし規定の創設（主務省令第 24 条の 3 関係）

建築基準法施行令第 117 条第 2 項各号に掲げる建築物の部分に該当する畜舎等の部分について、第 24 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定の適用上別の畜舎等とみなすことができることとする等、畜舎等の内装制限に関する別棟みなし規定を創設した。

(5) 防火上及び避難上支障がない主要構造部の位置等の表示（主務省令第 63 条関係）

建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎等については、その位置等を当該畜舎等の見やすい場所に表示しなければならないこととした。

(6) 既存畜舎等に対する制限緩和の対象とする増築等の範囲（主務省令第 77 条～第 87 条関係）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）第 8 条第 2 項第 2 号に規定する防火・避難規制の既存不適格畜舎等を増築等する場合に現行基準に適合させる必要のない増築等の範囲として、主務省令における防火・避難規制に係る各規定に応じ、増改築部分とその他の部分とが火熱遮断壁等で区画され、かつ増改築部分が現行基準と同等の性能を有するものであることや、増改築部分の床面積が基準時における延べ面積の二十分の一以下であること等を定めた。

(7) 畜舎建築利用計画の認定申請時の申請書および添付書類の整備（主務省令別表第三等関係）

畜舎特例法第 3 条第 1 項の畜舎建築利用計画の認定申請時の申請書について、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎等であるか否かを明示させる等の改正を行うとともに、提出書類について、(1)～(6)の改正等を踏まえ、防火上及び避難上支障がない主要構造部を区画する床・壁の位置等を明示した平面図を追加する等の整備を行った。

第2 告示改正関係

1 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）において「農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会やアンケート調査等を行う。その上で、農林水産省は、国土交通省と連携し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設を見直すための検討及び必要な措置を不断に講ずる。」とされたことを受けて実施したアンケート調査と意見交換会の結果を踏まえ、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和5年1月31日農林水産省・国土交通省告示第1号）の一部を改正した。

2 改正の内容

畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資に「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を新たに追加した。